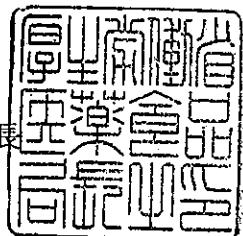


薬食発0330第2号

平成24年3月30日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法の一部を改正する法律の一部の施行についての一部改正について

薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）の一部が平成20年4月1日に施行されたことにより、各都道府県において登録販売者試験が実施されているところであるが、改正法の施行から約3年が経過し、不正に証明された実務経験の証明書による受験が散見しているところである。

今般、各都道府県における登録販売者試験を適正に実施するため、下記のとおり、「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成20年1月31日付け薬食発第0131001号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）を改正し、平成24年4月1日から適用することとした。

各都道府県においては、本内容について十分にご了知いただき、今後とも、局長通知等に基づき、登録販売者試験の適正な実施にご尽力いただくようお取り計らい願いたい。

記

一 改正内容

1. 局長通知の記のII1(3)①ア中「の証明」の次に「及び当該証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」を加える。
2. 局長通知の記のII1(3)①イ中「の証明」の次に「及び当該証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」を加える。
3. 局長通知の記のII1(3)①ウ中「の証明」の次に「及び当該証明に関

受付
平 24.4.-2
第 号
大阪府

する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」を加える。

4. 局長通知の記のⅡ 1 (3) ①エ中「の証明」の次に「及び当該証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの」を加える。
5. 局長通知の別紙様式1に3として次を加える。
 3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入すること。)
 上記1. の業務期間のすべての月にわたり、上記2. の業務内容に示された業務に、1か月に合計80時間以上従事した。
6. 局長通知の別紙様式1の注意中4を削り、5を4とし、4の次に次を加える。
 - 5 当該証明に関する勤務簿の写しまたはこれに準ずるものを添付すること。
7. 局長通知の別紙様式2に3として次を加える。
 3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入すること。)
 上記1. の業務期間のすべての月にわたり、上記2. の業務内容に示された業務に、1か月に合計80時間以上従事した。
8. 局長通知の別紙様式2の注意中4を削り、5を4とし、4の次に次を加える。
 - 5 当該証明に関する勤務簿の写しまたはこれに準ずるものを添付すること。